○奈良県警察における電子署名に関する訓令

（平成25年３月８日本部訓令第６号）

［沿革］　令和元年12月本部訓令第28号改正

奈良県警察における電子署名に関する訓令を次のように定める。

（趣旨）

第１条　この訓令は、奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年３月奈良県公安委員会規則第１号）第９条の規定に基づき、奈良県警察における電子署名の実施並びにこれに必要な鍵情報等の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　秘密鍵　電子証明書の発行を受けた者のみが使用することができる電子署名を行うために用いる符号をいう。

(2)　鍵情報　電子証明書、電子証明書に対応する秘密鍵その他これらを利用する際に必要な情報をいう。

(3)　鍵格納媒体　鍵情報を記録するための電磁的記録媒体をいう。

(4)　鍵情報等　鍵情報及び鍵格納媒体をいう。

(5)　電子文書　電磁的記録のうち、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて記録されているものをいう。

(6)　登録分局　地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が住民、企業等との間で実施する申請、届出等の手続又は地方公共団体相互間の電子文書の送受信において、盗聴、改ざん、なりすまし又は否認の脅威を防止し、電子文書の真正性を担保するための仕組みをいう。）のうち、奈良県に設置されているものをいう。

（電子署名の職名）

第３条　電子署名を行うことができる職名は、警察署長とする。

（総括電子署名責任者）

第４条　警察本部に総括電子署名責任者（以下「総括責任者」）を置き、警務部長をもって充てる。

２　総括責任者は、電子署名の実施に関する事務を総括する。

（副総括電子署名責任者）

第５条　警察本部に副総括電子署名責任者（以下「副総括責任者」という。）を置き、

警務部総務課長をもって充てる。

２　副総括責任者は、総括責任者を補佐する。

（電子署名責任者）

第６条　電子署名を行う所属（以下「実施所属」という。）に電子署名責任者を置き、所属長をもって充てる。

２　電子署名責任者は、実施所属における電子署名の実施に関する事務を総括する。

（電子署名管理者）

第７条　実施所属に電子署名管理者を置き、次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）、副隊長、副所長、副校長、副署長又は次長をもって充てる。

２　電子署名管理者は、鍵情報等の管理に関する事務のほか、電子署名の実施に関する事務について電子署名責任者を補佐する。

（電子署名担当者）

第８条　実施所属に電子署名担当者を置き、電子署名責任者が指定する者をもって充てる。

２　電子署名担当者は、電子署名責任者の指揮を受け、実施所属における電子署名の実施に関する事務を処理する。

（電子署名の実施）

第９条　電子署名は、電子文書に対し、鍵情報等を使用して行うものとする。

２　電子署名担当者は、電子署名を行おうとするときは、電子署名責任者の承認を受けなければならない。

３　電子署名担当者は、前項の承認を受けたときは、電子署名管理簿（別記様式第１号）に必要事項を記載し、電子署名管理者から鍵情報等の払出しを受けた上で、電子署名を行うものとする。

４　電子署名管理者は、毎月の電子署名の実施状況について、電子署名管理簿により、電子署名責任者に報告しなければならない。

（鍵情報等の作成）

第10条　所属長は、新たに電子署名を行う必要があると認めるときは、鍵情報等作成・更新上申書（別記様式第２号）により、副総括責任者を経て総括責任者に鍵情報等の作成を上申するものとする。

２　総括責任者は、前項の規定による上申を受けた場合において、鍵情報等の作成が必要であると認めたときは、鍵情報等の作成を登録分局に申請するものとする。

（鍵情報等の更新）

第11条　電子署名責任者は、鍵情報等の有効期間（登録分局が定める有効期間をいう。

）が満了する場合において、当該鍵情報等による電子署名を継続して行う必要があるときは、鍵情報等作成・更新上申書により、副総括責任者を経て総括責任者に鍵情報等の更新を上申するものとする。

２　総括責任者は、前項の規定による上申を受けた場合において、鍵情報等の更新が必要であると認めたときは、鍵情報等の更新を登録分局に申請するものとする。

（鍵情報等の失効）

第12条　電子署名責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鍵情報等失効・返納上申書（別記様式第３号）により、副総括責任者を経て総括責任者に鍵情報等の失効を上申しなければならない。

(1)　鍵情報等の危たい化（鍵格納媒体の盗難又は紛失、秘密鍵の漏えい等により、総括責任者が認めた者以外の者によって鍵情報等が使用され得る状態になることをいう。）又はそのおそれがあるとき。

(2)　電子証明書の記録事項の変更が必要となったとき。

(3)　鍵情報等の不良、破損等により使用不能となったとき。

(4)　鍵情報等を使用する事務を廃止したとき。

(5)　その他電子署名責任者が必要と認めるとき。

２　総括責任者は、前項の規定による上申を受けた場合において、鍵情報等の失効が必要であると認めたときは、直ちに鍵情報等の失効を登録分局に申請するものとする。

（鍵情報等の返納等）

第13条　電子署名責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに鍵情報等失効・返納上申書に鍵情報等を添えて、副総括責任者を経て総括責任者に返納するものとする。

(1)　第11条第２項の規定に基づく申請により、登録分局から更新通知を受けたとき。

(2)　前条第２項の規定に基づく申請により、登録分局から失効通知を受けたとき（盗難又は紛失による鍵情報等の失効である場合を除く。）。

２　総括責任者は、前項の規定による鍵情報等の返納を受けたときは、鍵情報の漏えいを防止するため、鍵格納媒体に記録された鍵情報を確実に消去するものとする。

（鍵情報等の保管）

第14条　鍵情報等を使用しないときは、当該鍵情報等の破損、紛失、不正使用等を防止するため、施錠できる金庫等に保管しなければならない。

（鍵情報等台帳）

第15条　総括責任者は、奈良県警察において使用する鍵情報等について、鍵情報等台帳（別記様式第４号）を作成し、常にその状況を明らかにしておくものとする。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年12月27日本部訓令第28号）

この訓令は、令和元年12月27日から施行する。

（別表等省略）